

# 総務教育常任委員会資料

(平成28年2月24日)

## 【 件 名 】

- ・ 今後の県立高等学校の在り方に関するパブリックコメント実施結果等について  
(高等学校課) ..... 1
- ・ 文化財の県指定について (文化財課) ..... 10
- ・ 第4回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会等の概要について (博物館) ..... 17
- ・ 県立博物館所蔵銅剣に発見されたサメの線刻絵画について (博物館) ..... 20

教 育 委 員 会



## 今後の県立高等学校の在り方に関するパブリックコメント実施結果等について

平成28年2月24日

高等学校課

平成31年度から平成37年度までの本県高校教育における基本的な考え方や施策展開の方向性を示した「基本方針（案）」について、パブリックコメントを実施しました。

意見聴取状況と対応方針（案）については以下のとおりです。

### 1 パブリックコメントによる意見聴取状況

#### (1) 実施期間

平成28年1月5日（火）から同年2月4日（木）まで

#### (2) 公募方法

ホームページ、新聞広告（1/17）、県民課・各総合事務所等関係機関への配架、県立図書館・市町村役場等窓口での概要チラシ配布、報道機関への資料提供、地元地域説明会（青谷高校、日野高校、岩美高校、智頭農林高校関係）

#### (3) 応募件数

123件（66名及び4地域）

### 2 意見の概要と対応方針（案）

- 「標準的な学校の規模と配置」「学校の特色や魅力づくり」に関する意見が多い。
- 意見は、既に何らかの形で「基本方針（案）」の中に反映されているものも多い。
- より具体的な意見については、今後、基本方針にのっとり、具体的な取組を行う際の参考とする。

対応方針（案）	件数
反映	3
反映済	85
検討課題	28
反映できない	7
計	123

※意見及び対応方針（案）の詳細については、別紙のとおり。

＜別紙・パブリックコメント意見への対応方針（案）＞

※大字：基本方針案に反映したいと考えている意見。下線：具体的に修正したいと考えている箇所。

u003c/pu003e

章	項目	意見概要	反映【はじめに】	対応方針（案）
一	全体	<p>①基本方針の内容を踏まえたプラスイメージの発信をお願いしたい。</p> <p>②各学校の具体的なことが書いてない。抽象的すぎて、これからどうなるのか分からない。</p> <p>③これまでの高校改革の結果がどうであったかという振り返りが大切である。</p> <p>④子供の貧困が叫ばれてから久しいが、生徒の学習権保障を第一に考えた方針として欲しい。</p> <p>⑤高校生の年代から教えて、50年後を見据えていただきたい。</p>	<p>【はじめに】</p> <p>検討課題</p> <p>反映済</p> <p>反映済</p> <p>検討課題</p>	<p>「…今後は本方針を広く周知するとともに関係者等の意見を聞きながら…」と修正しました。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととしていきます。</p> <p>成果や課題については、常時評価・検証しており、その結果も踏まえ、簡潔に記載しています。</p> <p>小規模校の教育の質の向上等を検討し、その存続に最大限努力するなど、生徒の学習権保障についても考慮していきます。</p> <p>本方針は、37年度までの基本方針ですが、個別の施策を検討する際に留意していきます。</p> <p>大学進学率のみで学力を測定する記述とはしていません。</p>
I	1 鳥取県の現状	<p>①高等学校で身に付けるべき学力は大学進学率で測定できるものではない。どんなデータを学力の根拠にしているのかが不明。</p>	<p>反映済【P2】</p>	<p>学び直しへの取組も含め、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得・定着させることにも取り組むこととしていきます。</p>
	2 新たな学びに向けた取組	<p>①不登校などの事情で学び直しの希望のある方々に学びやすい環境が近くにあるといいと感じている。</p> <p>②普遍的な学習内容を基本として、教育内容や教育課程を提供していくことが必要。高校では社会に主体的に参加していく市民としての基本的なことを学習すべき。</p>	<p>反映済【P3】</p> <p>反映済【P3】</p>	<p>基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得・定着させることはもちろん、社会に出た後も学ぶことの意義を十分に理解して主体的に学び続ける姿勢や思考力・判断力・表現力の育成を図ることとしていきます。</p>
		<p>③「生徒自らがデザインした学習」という名の自己責任論に基づき学力観を改め、教育行政が自らの責任として将来の状況変化に対応できる基礎・基本の力とは何かをはつきりと示し、その力を子どもたちにもたんに保障していくことが必要ではないか。</p>	<p>反映済【P4】</p>	<p>変化の激しい社会の中で、生徒一人一人が自らの人生を切り拓き、創造性を身につけて、他者と助け合いながら持続可能な社会を形成していく力の基礎として、まずは「生きる力」を「知」の側面からとらえた「確かな学力」を育成していくこととしていきます。</p>

章	項目	意見概要	反映方針 (案)	未知の問題に対して答えを生み出す「思考力」や、人と協調して現実の問題を解決する「実践力」をさらに高めるべく、学習方法・指導方法を改革していくこととしていきます。
I	2 新たな学習に向けた取組	<p>④先鋭化・ガラパゴス化することなく、フレキシブルな人材育成こそが求められている。</p> <p>⑤「価値あるものとは何か」という思索もなく、表面的な知識や方法論を追い求めてはいないか。</p> <p>⑥グローバル社会で活躍できる人材と鳥取県を内外から支える人材という二つの矛盾する資質を育成するという項目の立て方に疑問を持つ。</p>	<p>反映済【P4】</p> <p>反映済【P4】</p> <p>反映できない【P5】</p>	<p>地域の核となる人材を養成するためには、地球規模の視野と地域に根ざした視点を持ち、様々な問題を捉えていく力が重要であると考えます。</p> <p>また、鳥取県民としての誇り等を醸成し、国外、県外からでも郷土のために何らかの行動を起こさせる人材を育成していくことも重要であると考えます。</p> <p>高等学校と中学校を接続するキャリア教育の充実により、自己の適性を理解して主体的に進路を選択する態度を育成していくこととしています。</p> <p>地域の産業や文化についての学習や、地域の課題を題材とした学習等を積極的に取り入れるとともに、教員自身が地元企業を知る取組を推進することとしています。</p>
3	本県の地域や産業を支える人材の育成	<p>①中学校前の進路指導の充実でミスマッチを防ぐ工夫をすることが必要。</p> <p>②生徒・先生に対し、多くの優良な県内企業を知る機会を設け、県内で働くこととの職業観を養わせることも大切。</p> <p>③県内外の各分野で活躍中又は活躍してきた人材から直接指導を受けることほど青少年のモチベーションを喚起することはない。</p> <p>④鳥取県を愛し、誇りに思う意識を持った「鳥取県を内外から支える人材の育成」については、大いに賛同する。</p> <p>⑤「果敢にチャレンジする」という文言も、抽象的であってほとんど無意味ではないか。今の高校生も十分果敢にチャレンジしていると思う。</p>	<p>反映済【P9】</p> <p>反映済【P9】</p> <p>反映済【P9】</p> <p>反映済【P9】</p> <p>反映できない【P9】</p>	<p>「2011年にアメリカの小学校に入学した子供たちの65%は、大学卒業後、今は存在していない職業に就く」との予測もあり、これまでに以上に新しいことにチャレンジする人材の育成が必要と考えています。</p>

		対応方針(案)		
I	3	<p>多くの者は鳥取県での就職先が極めて限られていて、条件的にもよくないことから、やむなく卒業後に県外で就職する道を選んでいると思えない。郷土愛教育で人材が確保できると誤解を招くのではないか。</p>	<p>「近年、本県高等学校卒業後に就職した者の県内就職率は約8割と比較的高い傾向にあるが、進学者については、県外大学等への進学を機に人材が流出している実態がある。このことは、大学卒業後に専門性を生かして働ける場の確保など県の雇用施策とも関連した課題であるが、今後、本県の活力を維持していくには…」と修正しました。</p>	
	2	<p>①「普通科系」と「専門科系」を併設した学校を設置し、安易な進路変更を可能にすると、卒業後も安易に仕事を換えようとする子どもを増やすのではないかと懸念している。</p> <p>②「飛び入学制度」は、H26.2中教審答申を踏まえて記述すべき。</p>	<p>答申の内容であり、今回の基本方針へは記載していませんが、今後も継続して検討を行っていきます。</p>	
II		<p>③専門性が求められる新学科を設置するのであれば、それに対応した教員の育成も必要。</p>	<p>「(*12)…飛び入学の活用が促進されない一因ともなっている。こうした課題の解決に向け、平成26年12月中央教育審議会答申においては、「大学での一定の単位の修得状況を基に、文部科学大臣が高等学校卒業と同等以上の学力を有することを認定する制度の創設」が提案されている。」と修正しました。</p>	
		<p>④高校の資源(施設・教員等)を小中学生や地域住民が活用できるようにすべき。【2件】</p>	<p>専門教員の育成も含め、学校長の裁量による予算(学校裁量予算制度)を活用するなど各学校の課題の解決や特色・魅力づくりを図っていくこととしています。</p>	
		<p>⑤地域の持つ人脈を生かし、高校の特色を生みだせないか。</p>	<p>地域と学校が相互の資源等を最大限に活用する方法を模索していくこととしています。</p>	
		<p>⑥小規模校に限らず、学校が特色を持ちそれを磨いていく必要がある。【2件】</p>	<p>地域との連携等も学校の特色や魅力として位置付け、その一層の活用と充実を図ることとしている。また、教員とは異なる専門性や経験を有する人材の積極的な活用を進めることとしています。</p>	
		<p>⑦県外募集を積極的に推進すべき。【4件】</p>	<p>各学校の特色や魅力を明確にし、その充実を図っていくこととしている。また、小規模校に限らず各学校が持つ強みをあらためて再考し、これを学校の特色や魅力として位置付け、一層の活用と充実を図っていくこととしています。</p>	
			<p>学校の特色に忠じて、県外からも目標を持った生徒を受け入れる取組を推進していくこととしています。</p>	

章	項目	意見概要	対応方針 (案)
II	2 学校の特色や魅力づくり	<p>⑧生徒教を大きく増やすには、部活動だけでなく教育の本身で魅力を出していくことも必要。</p> <p>⑨目標を持った人材を国外から募集することを検討しては。</p> <p>⑩書道文化を愛好し和紙の伝統を受け継ぐ鳥取市に、書道専攻の高等学校を設置し、書道文化を国内外に発信し、和紙の伝統を受け継ぐ人材を育成して欲しい。</p> <p>⑪どんな目的意識をもって県外から進学して行くことを想定しているのか。わざわざ項目としてあげるものではないと思う。</p>	<p>授業や教員の専門性、部活動や学校行事、学校の施設・設備などもその学校の特色となり得るものであり、各学校が持つ強みをあらためて再考し、これを学校の特色や魅力として位置付け、一層の活用と充実を図っていくこととされています。</p> <p>今後進める学校の特色や魅力に応じて、国外からの生徒の受入れについても検討していきます。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととされています。</p>
	3 各課程・学科の在り方	<p>⑫鳥取中央育英高校の地域探究を更にバージョンアップし、より魅力のある高校とすべき。</p> <p>⑬地元への就職率が高い専門学科を充実させるべき。【2件】</p> <p>⑭鳥取商業高校に普通科か総合学科をつくってはどうか。</p> <p>⑮郡部でも普通、商業、工業、農業の勉強ができ、たくさんさんの選択科目がある学校で、少人数で、地域の子ども達も誰が誰でも学べ、障がいがあっても地域で学べる生活できる学校が実現できないうか。</p> <p>⑯学校教育は教育委員会まかせではなく、知事部局などとの協働で「人材育成」をはかっていただきたい。</p>	<p>平成28年度入学者選抜(推薦入試)から、県外中学校の生徒の出願を可能としたところであり、今後各学校の特色や魅力を明確化した上で、その一層の充実を図り、こうした取組を推進していくこととされています。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととされています。</p> <p>産業界等との連携を強化し、生徒に身につけさせた力を共有して産業界のニーズに応じた人材を育成などに取り組んでいくこととしている。</p> <p>また、地域から小学科がなくなること十分に留意した上で、学級減を検討していくこととしています。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととされています。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととされています。</p>
			<p>反映済【P13】</p> <p>検討課題</p> <p>検討課題</p> <p>反映できない</p> <p>検討課題</p> <p>反映済【P15】</p> <p>検討課題</p> <p>検討課題</p> <p>反映済【P15】</p>

章	項目	意見概要	検討課題	対応方針(案)
II	3 各課程 ・学科の 在り方	<p>⑤鳥工、湖陵、倉総、米工、境総合の5校は堅持し、製造業の技術・技能要員を確保すべき。</p> <p>⑥定時制・通信制課程における過度なICT機器の導入は、学びを孤立化させる懸念がある。多様な学習者が集う定時制・通信制でこそ、アクティブ・ラーニングが追求されるべき。</p>	<p>反映済 【P16、P5】</p>	<p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととしていきます。</p> <p>課題解決に向け、体験型学習の充実を図ることとしており、ICT機器の活用は、基礎・基本の定着等に向けた有効な学習モデルの構築に活用することを想定しています。</p> <p>また、全日制・定時制・通信制を問わず、主体的・協働的な学習(アクティブ・ラーニング)を取り入れた授業への転換を目指して積極的な授業改革を推進していくこととしています。</p>
		⑦現在の定時制・通信制に「支援の必要な生徒」が在籍しているという視点が欠けているように思う。	<p>反映済 【P7】</p>	定時制課程・通信制課程、そして全日制課程も含めた県立高校全体で推進すべき取組として、P7に記載しています。
		⑧全く異なる課程である定時制課程と通信制課程が一括りにされている。	<p>反映できない 【P16】</p>	本県では定時制課程と通信制課程を合わせ持つ独立校が2校を設置していることに鑑み、このような整理としています。
		⑨通信制課程は柔軟な教育課程とは言えないと思う。	<p>反映できない 【P16】</p>	特に添削にはインターネット等の活用が、また面接指導等においてもメディア学習が可能となっているなど、柔軟な教育課程の編成が可能となっています。
		⑩定時制・通信制課程を将来的には廃止することを匂わせているのか。	<p>検討課題</p>	現時点で定時制・通信制課程の廃止は検討していません。
	4 標準的な学校の規模と配置	①安易な学級減や統廃合には強く反対。【11件】	<p>反映済 【P18～P20】</p>	<p>各学校の規模は、標準的な学校規模をもとに、将来見込まれる各学校への入学者数、地域の産業や人口の状況等を考慮し、総合的に勘案しながら決定していくこととしています。</p> <p>また、生徒数の減に対しては、原則として学級減で対応することとしており、特色ある取組を推進している小規模校については、遠隔授業の導入など教育の質の向上等を検討し、その存続に最大限努力することとしています。</p>



章	項目	意見概要	対応方針 (案)	
II	4 標準的な学校の規模と配置	<p>②学級減ではなく、統廃合が必要と考える。 【2件】</p> <p>③「原則、学級減で対応する」という方向性に共感している。</p> <p>④生徒数の減少には学級定員減で対応すべき。 【32件】</p> <p>⑤原則「学級減で対応」することとしている一方、「複数を対象とした再編」や「学級定員減」、「小規模校の分校化や再編等」といった方策についても言及するなど生徒減への対応が曖昧である。</p> <p>⑥全ての県立学校が受験可能であることから、地区ごとの倍率に大きな開きが生じるとともに、通学への保護者負担も大きくなっている。当面は普通科高校について従来の中学区に戻すことから検討を始め、学区の見直し（縮小）を進めていく必要がある。【2件】</p> <p>⑦2学級になつてから特色化に取り組むのでは遅い。3学級の段階から、特色化に取り組むべき。</p> <p>⑧地域連携の状況を学級減の判断等に用いるのは反対である。</p>	<p>反映済【P19】</p> <p>反映済【P20】</p> <p>検討課題【P19、P20】</p> <p>反映できない</p> <p>反映済【P20】</p> <p>反映済【P20、P13】</p>	<p>大規模な教育改革を行った平成10年度から平成16年度の期間と比べて生徒の減少数は小幅となっていること、人口減少社会の中で少子化対策や雇用の創出などに取り組んでいる本県の状況を踏まえ、生徒数の減少には原則として学級減で対応することとしているが、県全体の学科の配置状況等を考慮しながら、複数を対象とした再編等による教育の質の向上についても検討することとしています。</p> <p>学級定員減も選択肢の一つとし、教育の質の向上についても検討していくこととしています。</p> <p>「原則、学級減で対応する」としてはいますが、変化の激しい社会の中、様々なケースを想定しておくことが必要と考えています。</p> <p>平成19年度から全日課程普通学科の通学区域を県全域とする見直しを行ったところであり、現時点でこれを見直すことは検討していません。</p> <p>3学級以下の小規模校については、地域と連携した人材育成など小規模校ならではの利点を生かした特色ある取組を推進させ、これを支援していくこととしています。</p> <p>「地域と連携した人材育成」は特色ある取組の一例としてお示ししたものであり、地域連携に限らず、授業や教員の専門性、部活動や学校行事、学校の施設・設備などもその学校の特色となり得るものと考えています。</p>

章	項目	意見概要	対応方針 (案)	
II	4	<p>⑨入学者数で学校を評価し、生徒・保護者のニーズを学校存続の指標とすべきではない。【4件】</p> <p>⑩小規模校の教員確保が課題と考える。</p> <p>⑪地域性を考慮して、市部の大規模校の学級減を行うべき。【2件】</p> <p>⑫小規模化が特に顕著な中部地区においては、学級減ではなく再編を断行すべき。【7件】</p> <p>⑬東部で6学級、中・西部各1学級減が望ましい。</p> <p>⑭民業圧迫にならぬよう、東部地区普通科系高校の学級減が既存高校の廃校を行うべき。</p> <p>⑮学級減等については私立学校とも意見交換を行っていくべき。【2件】</p>	<p>反映済【P20】</p> <p>反映済【P20、P23】</p> <p>反映済【P21、P22】</p> <p>検討課題【P21】</p> <p>検討課題【P21、P22】</p> <p>検討課題【P22】</p> <p>反映済【P22】</p>	<p>答申に基づき、入学者数等に基づく小規模校に関する基準を作成し、在り方を検討することとしていますが、特色ある取組を推進している小規模校については、遠隔授業の導入など教育の質の向上等を検討し、その存続に最大限努力することとしています。特色ある取組を推進している小規模校については、遠隔授業の導入など教育の質の向上等を検討することともに、教員とは異なる専門性や経験を有する人材の積極的な活用を進め、教員が授業を中心とする教育活動に一層専念できる体制を整備することとしています。</p> <p>各学校の学級数については、生徒や保護者等のニーズ、中学校卒業見込者数、当該校への入学者数及び地域の産業の状況等を総合的に勘案して決定することとしています。</p> <p>中部地区については、他地区よりも普通学科の定員比率が高いこと、また各学校の規模が比較的小規模であることに鑑み、普通学科高校の教育効果をより一層高めるための方策を検討することとしており、個別の学校の在り方については、今後検討していくこととしています。</p> <p>個別の学校の在り方については、今後検討していくこととしています。</p> <p>毎年度開催している私立学校関係者との意見交換の場などを活用し、今後も協議していくこととしており、個別の学校の在り方については、今後検討していくこととしています。</p> <p>毎年度開催している意見交換の場などを活用し、今後も協議していくこととしています。</p>

意見概要		対応方針(案)		
項目	検討課題	ご意見のあったモデル校の指定も含め、今後の推進方策を検討していくこととしていきます。		
5 魅力と活力あふれる学校づくりを推進するための体制整備	①「チーム学校」のモデル校をつくって研究してはどうか。 ②教員の異動の活性化や中高間の教員異動をすすめるべき。 ③中学生から「小規模校では部活動が限られている」という声が聞かれる。部活動も学校の魅力の1つである。	検討課題【P23】 検討課題【P23】 検討課題【P23】	チーム学校の推進と併せて検討していきます。 文部科学省においても、部活動全体の指導・助言や各部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことを職務とする「部活動支援員(仮称)」を法令上位に配置することを検討しているところであり、外部指導者の活用などと併せて部活動のさらなる充実を検討していきます。	
	④従来のクラス単位での集団的指導で対応できない事例が増えてきている。十分な教育的効果や様々な成果を求めるのであれば、先生の数を増やすことは絶対的な前提条件である。	反映済【P23】	教員とは異なる専門性や経験を有する人材の積極的な活用を進め、教職員や様々な専門スタッフが適切な役割分担を行うなどチームとしての学校の力を向上させ、教員が授業を中心とする教育活動に1層専念できる環境を整備することとしていきます。チーム学校の推進と併せて検討していきます。	
	⑤学校図書館はこれらの活動を支える有効な場であり、「チームとしての学校」の一員として重視していただきたいと考える。	検討課題		
	①厳しい家庭環境で生活している子ども達も大勢いる。教育を受ける権利を保障できるように、給付型奨学金の制度の拡充を求めたい。	検討課題	本方針を踏まえて個別の施策を検討する際の参考とさせていただきます。	
	②鳥取県が活力を取り戻すには人口増が必須であり、そのためには若者が働ける受皿作りが最も重要である。県立高校等によりキャリアアップの工夫などで努力を求めるとは筋が違う。	検討課題	本方針を踏まえて個別の施策を検討する際の参考とさせていただきます。	
	③学生限定のSNSがあれば、いじめやトラブルの早期対応に有効ではないか。	検討課題	本方針を踏まえて個別の施策を検討する際の参考とさせていただきます。	
章 II その他【3件】				

## 文化財の県指定について

平成28年2月24日  
文 化 財 課

平成28年2月19日に開催された鳥取県文化財保護審議会において、下記の文化財を鳥取県保護文化財及び鳥取県名勝に指定、鳥取県無形文化財保持者及び鳥取県の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に認定することについて、鳥取県教育委員会に答申されました。

### 記

#### 【指定】鳥取県保護文化財

名 称	所在地	員 数	指定基準
こうとくじもんじよ 光徳寺文 書	琴浦町	10点	古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの

#### <指定理由>

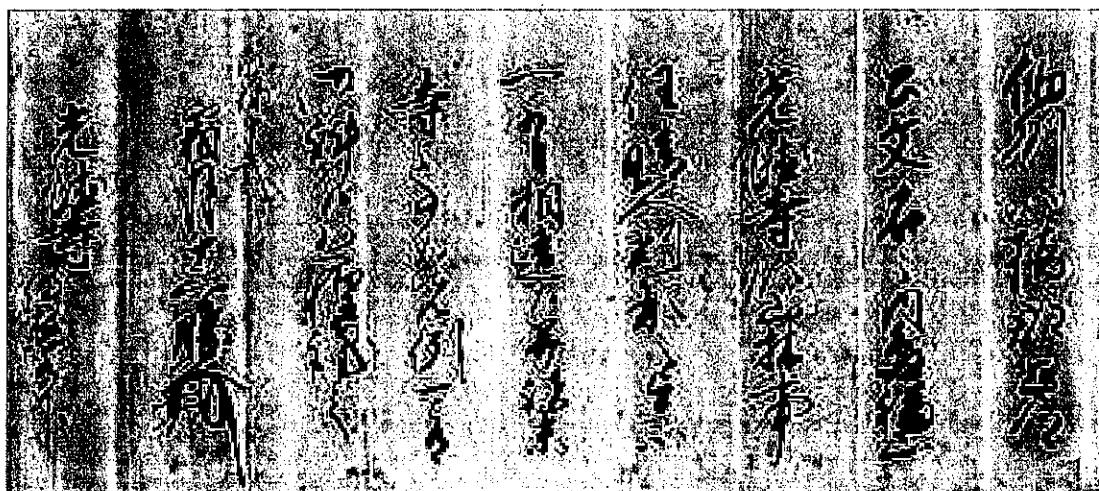
光徳寺文書は、曹洞宗<sup>きふくざん</sup>亀福山光徳寺（琴浦町）の伝来文書である。

光徳寺は、洗川<sup>あらいがわ</sup>右岸丘陵に位置し、出雲尼子氏との結びつきの深さを物語る伝承が残されている点に、大きな特徴がある。

10点の文書のうち、6点が尼子氏に関連するもので、尼子晴久や勝久が伯耆国八橋郡に存在した光徳寺の寺領・山林を安堵したものなど、尼子氏当主が発給した原文書が含まれる。

なかでも尼子勝久安堵状は、雁皮<sup>がんび</sup>を用いた大判の料紙（縦34.5cm×横50.0cm）であり、右筆<sup>ゆうひつ</sup>の手も優れている。同じ大きさの雁皮紙を用いた尼子勝久の安堵状は、光徳寺<sup>がくえんじ</sup>以外に逢坂八幡神社（大山町）・出雲大社（島根県出雲市）・日御碕神社（同）・鰐淵寺（同）など他にもいくつか残されており、勝久が文書形態に相当なこだわりを持っていたことを推察できる。

以上のように、光徳寺文書は、県内の一ヶ所に伝来した中世文書としては点数も多く、中世後期の伯耆国、とりわけ戦国時代の当該地域にさまざまな影響をおよぼした出雲尼子氏関係の史料としても貴重であり、本県の歴史上において重要と認められる。



尼子勝久安堵状

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
ごひやくらかんず 五百羅漢図	倉吉市	100幅	絵画・彫刻の部 2 我が県の絵画・彫刻史上特に 意義のある資料となるもの 3 題材、品質、形状又は技法等 の点で顕著な特異性を示すもの

<指定理由>

吉田保水<sup>ほすい</sup> (1719～92) 筆、定光寺<sup>じようこうじ</sup> (倉吉市) 所蔵の百幅対の五百羅漢図 (紙本着色、各93.5×43.7cm) である。五百羅漢とは、釈迦亡き後にその教えを護持するため涅槃にはいることなくこの世にとどまる聖僧で、一般的には第一回仏典結集に参集した500人を指す。

本資料は各幅に3～7名、全体で497名の羅漢が描かれる。内容は、羅漢の諸相を、羅漢の修行の様子 (=写経、看経、托鉢など)、神通力の発揮 (=奇瑞や渡水など)、日常 (=剃髪など具体的な仕草のもの) のおよそ三種の図様であらわす。

百幅対が完存する五百羅漢図の例として貴重な点が挙げられる。本資料は、現時点で確認できる日本でもっとも早期に制作された百幅対の五百羅漢図である。

また、伯耆国全域にわたる118名もの募縁者が浄財を投じて百幅対を実現させたことは、町人層における文化活動、信仰等を知る貴重な資料であり、本県の歴史、美術において重要と認められる。



五百羅漢図

【指定】鳥取県保護文化財

名称	所在地	員数	指定基準
ふにおかいせきこふんじだい 不入岡遺跡古墳時代 たてあなじゅうきよしゆつどいぶつ 竪穴住居出土遺物 いつかつ 一括	倉吉市	土器、鉄器、 石器 41点	考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の 遺物で学術的価値の特に高いもの

<指定理由>

倉吉市に所在する不入岡遺跡から出土した考古資料である。不入岡遺跡は、平成5年から平成7年に行われた圃場整備事業計画に伴う発掘調査により発見された朝鮮半島と関連のある古墳時代中期（約1600年前）の竪穴住居で、渡来系のカマド跡を伴い、在地の遺物とともに渡来系の遺物が出土した。渡来系遺物は、この時期の土器としては県内唯一のものである。

さらに、この遺構は焼失した住居であり、遺物は同時に廃棄されたことは明らかで一括性が高いことから、県内の古墳時代土器編年の基準となる資料といえる。

渡来系の土器である、甑（蒸し器）、筒形土器、長胴甕は、当時の日本列島にはない土器の形をしており、特に甑は、朝鮮半島東南部、当時の伽耶地域の系統と考えられる。しかし、在地の製作技法を用いている点、土器の胎土がこの土地のものではない点から、渡来人かその次の世代が、他の地域を経由し移住してきた可能性を想定できる。本遺物は、古墳時代中期の渡来人が日本列島社会でどう移動したのかを推測できる資料といえ、この時期の遺物としては全国的に見ても特徴的な性格を持っているといえる。

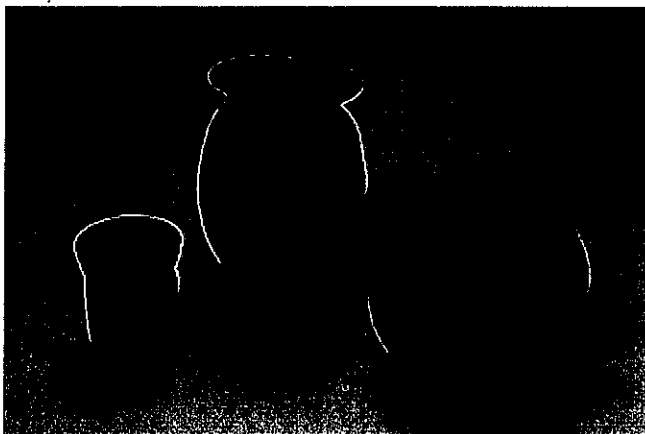
以上のように、本遺跡出土の古墳時代遺物は、本県における古墳時代の地域社会を語る上で歴史的、学術的に重要な資料である。



出土土器集合（完形品）



造り付け竈を持つ竪穴住居跡（倉吉市 不入岡遺跡）



渡来系遺物（左から筒形土器、長胴甕、甑）

【指定】鳥取県名勝

名称	所在地	員数	指定基準
さいほうじていえん 西方寺庭園	若桜町	一式 1,162㎡	名勝 1 公園、庭園

<指定理由>

若桜町若桜字浦町、通称寺通りに位置する西方寺は、寺伝によれば天文年間（1532～1554）の開基で、藩政時代には藩主池田家の帰依を得て、藩主に拝謁できるなどの寺格を与えられた。

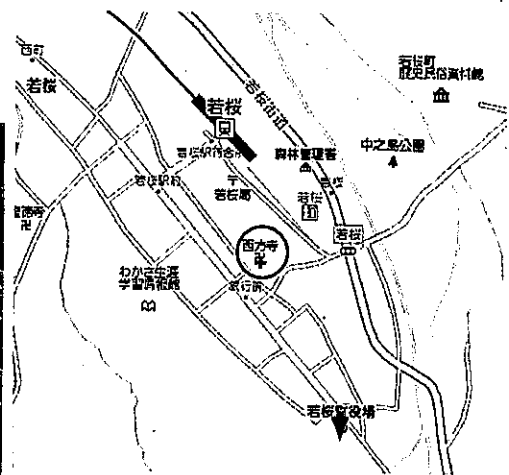
明治7年（1874）および明治18年（1885）の二度にわたる若桜宿大火で類焼したが、大火後の明治20年に、焼失前の姿を描いたと考えられる絵図「真景図」が当寺に伝わっており、これと比較すると、境内の建物配置は大きくかわっているものの、庭園は大凡、焼失前の姿を踏襲していると考えられる。

庭園のほぼ中央に位置する園池には、中央に中島があり、岬や入江によって変化に富んだ形状をもつ。園池の周囲はサツキ・ツツジ類や針葉樹、高木、竹林や水生植物が彩りを添え、石灯籠などの石造物が景観を引き締めている。池の護岸や飛石、景石には地元八東川から産出される安山岩が用いられ、園路の分起点に据えられる踏分石、石橋には、それぞれ板状安山岩、花崗岩を用いるなど、場所に応じて石の種類や形状・色彩を巧みに配している。庫裏（書院）から鑑賞すると庭園の背後に雄大な山並みを望む事ができる一方で、園内を遊歩する庭園でもある。

藩政時代より藩主の帰依を得た由緒ある古いお寺のお庭であり、庭園の構成と意匠は巧みで優れた芸術的・歴史的価値を有している。



西方寺庭園



位置図

【鳥取県無形文化財の指定および保持者の認定】

無形文化財の名称	無形文化財の保持者	
	氏名	住所
かわこうげい 革工芸	もといけ ひでお 本池 秀夫	米子市

<指定理由>

革工芸には、毛を取り去った生革を叩いて成形したものに漆を塗って仕上げた漆皮、染料や煙によって色や文様を出した染革という技法がある。今に残るものとして古くは古墳時代の甲冑などがあり、日本における革工芸は少なくとも1,500年以上の歴史をもつことが知られている。その後奈良時代になると、正倉院や法隆寺の漆皮箱、東大寺の染革・燻革<sup>あすべ</sup>など、技術的にも表現の上でも豊かになり、こうした製品をつくり出す工人集団の存在を、当時の文献に見出すことができる。

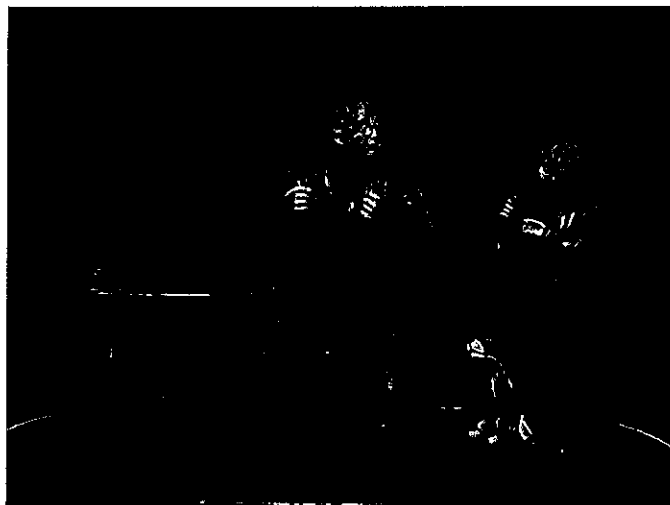
本池秀夫氏は、大学在学中に独学により自身のアトリエをもち、革を素材にバックや靴などの制作をはじめた。その後訪問したイタリアでジュゼッペ・カッペの磁器人形に出会い、革による人形制作を志すようになった。

材料はタンニンでなめした牛革を使用する。人形については木型などになじませて成形するという制作方法から、古墳時代から続く漆皮の系譜に位置づけることができる。

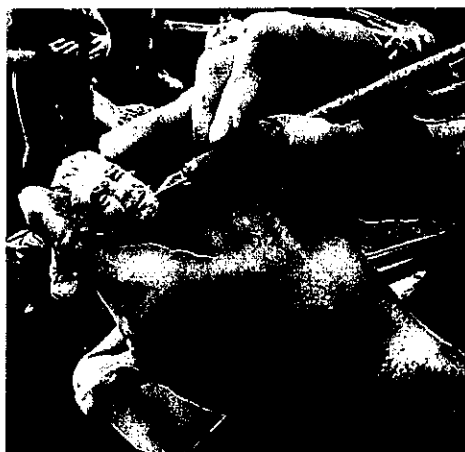
革という素材の質感や造形の可能性を広げつつ、細部にまでこだわり独創のリアリズムを追求する。高い技術による作品は、芸術上も非常に価値が高い。本池氏は鳥取県を代表する革工芸作家である。



制作風景



作品



制作風景（成形）



【選択】鳥取県記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

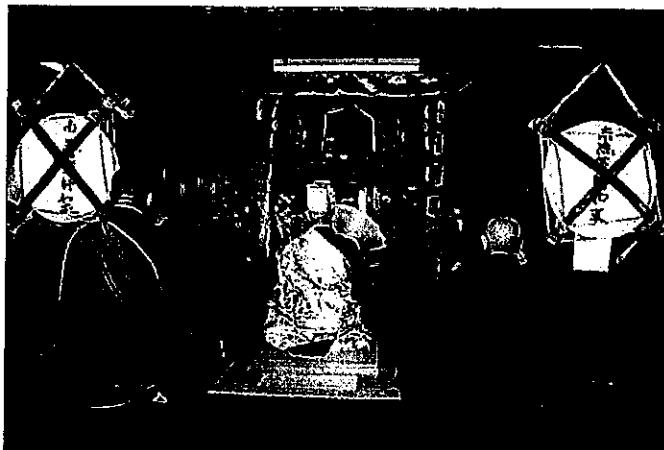
名称	所在地	選択基準
たけのうちちよう 竹内町のオコニヤ	境港市	風俗慣習 1 由来、内容等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

<選定理由>

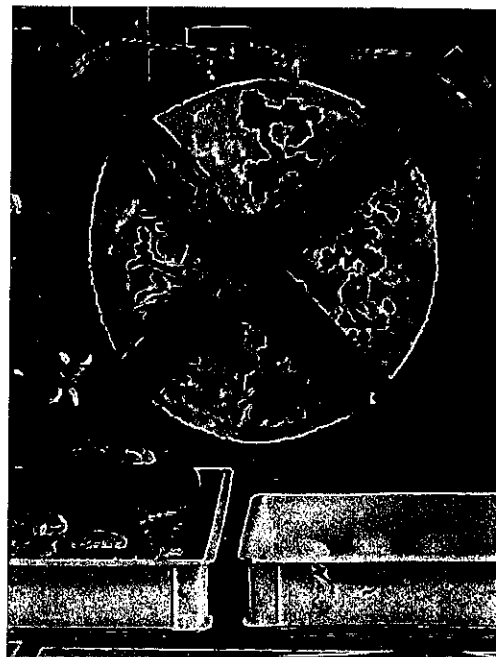
西日本各地、とりわけ滋賀県湖北地方・甲賀地方、島根県出雲地方に多く分布するオコナイは、密教寺院の修正会の影響を受けた民間行事で、新春に地域と家々の安全と五穀豊穡、大漁満足を祈るものである。鳥取県では、境港市域の数ヶ所で行われていたが、現在は同市竹内町のみで行われている。

竹内町では同行事をオコニヤと呼んでおり、15軒の草分け（本家）を中心とするモット（同族組織）がそれぞれ講中をつくり、輪番で大餅を作って町内の大同寺に奉納し、次の講中に引き渡す行事として行われている。

出雲地方あるいは湖北地方との関連が推測され、オコナイ行事の分布やあり方を考える上で興味深く、また、モットと呼ばれる同族組織が行事の担い手となり、現在まで続けている希有な事例である。一方、時代の変化により、行事の伝承に課題がみられるようになっており、廃絶した行事や隣県との比較を含め、早急に記録作成等の措置を講ずべきである。



大同寺での法要



供物



大餅を切り分けて各講に配る

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

( ) は今回の新規指定決定件数であり外数

県内	<b>県指定文化財</b>	<b>268 (5)</b>	<b>国指定文化財</b>	<b>119</b>
	<b>保護文化財</b>	<b>133 (3)</b>	<b>国宝・重要文化財</b>	<b>56</b>
	<b>絵画</b>	<b>19 (1)</b>	絵画	3
	<b>古文書</b>	<b>8 (1)</b>	古文書	0
	彫刻	41	彫刻	18
	工芸品	15	工芸品	5
	書跡	0	書跡	1
	<b>考古資料</b>	<b>21 (1)</b>	考古資料	11
	歴史資料	2	歴史資料	0
	建造物	22	建造物	18
	工芸・考古資料	4	工芸・考古資料	0
	彫刻・建造物	1	彫刻・建造物	0
	史跡	19	特別史跡・史跡	31
	<b>名勝</b>	<b>8 (1)</b>	名勝	4
	名勝・史跡	0	名勝・史跡	1
	名勝・天然記念物	0	名勝・天然記念物	1
	天然記念物	55	特別天然記念物・天然記念物	19
	有形民俗文化財	3	重要有形民俗文化財	1
	無形民俗文化財	41	重要無形民俗文化財	3
	<b>無形文化財保持者・団体</b>	<b>8 (1)</b>	重要無形文化財保持者・団体	1
	伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区	2
	<b>県選択</b>	<b>2 (1)</b>	<b>国選択</b>	<b>9</b>
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2 (1)	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	9

## 第4回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会等の概要について

平成28年2月24日  
博 物 館

美術館整備に係る基本構想案について審議するため、第4回鳥取県美術館整備基本構想検討委員会を開催するとともに、市町村から推薦された建設候補地について立地条件適合性を評価する第1回鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会を開催しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

### 1 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

- (1) 日 時 平成28年1月29日(金) 午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 鳥取県庁第2庁舎 22会議室
- (3) 議 題
  - ・基本認識とコンセプトに関するコピーについて
  - ・施設設備について
  - ・立地条件について

#### (4) 主な意見

##### 【基本認識等】

- ・美術館のあり方を県民と一緒に考えていくことが大切。「美術館プロジェクトを始めよう」といった謳い文句があって、「街が目覚める～」が副題のような形でどうか。県が基本理念を作るのではなく「一緒に作ってみませんか」という姿勢で打ち出すべき。
  - ・計画段階での文言は今後も変えていけばいい。そうした言葉を県民皆で出していけばいい。そうして最終的に残ったものがきちんとした言葉に置き換わればいい。
  - ・普段着で街中で子どもも年寄りも皆と一緒に利用するような在り方が良い。「地域が元気になる。住民が元気になる。世界中から来てくれる。そして感動して帰る。」そんな場所となるべきだ。
  - ・「子ども」、「教育」が鳥取の鍵になる言葉の中でも一番大切。人を育てる場所としての役割を担うということが重要。街と一体化して、そこにいることが心地よい場所となるべき。
  - ・県民がそこで学べる、学びを深められることを一番に挙げるべきである。2番目が県外の人に来て楽しむ、観光経路の中にあること。
  - ・基本認識の内容には基本的に賛成。あえて言えば、鳥取らしさ、独自性を何かの形で表現することが残された課題である。
- (事務局)基本認識について、「鳥取らしさ」を打ち出すといった趣旨を付加する修正を加える。また、「県民と連携した理念づくり」を進めることを明記する。
- 謳い文句については、次回改めて議論していただく。

##### 【施設設備】

- ・全体経費の関係で必要な施設設備のどれかを削除しなければならなくなるのがよくあるが、必要な中核機能はきちんと作るべき。
- ・修復室、撮影室などはよく小さくしましようとなるが、県内には自前で対応できない施設も多い。県内の他施設を支援するための必要性なども考慮すべき。
- ・最低限必要なコアな部分と他施設との連携で補える部分は分けて考えるべき。展示機能については、古民家の活用や民間への貸出しで対応し、県民と一緒に企画展を開催することを考えてもいいと思う。

## 【立地条件】

- ・県民にとって何が公平なのかきちんと整理すべき。
- ・美術館の館外活動、機能分散等も含めて全県で考えていくことが必要。どこに建設しても美術館の活動は全県を意識しながら運営すべき。
- ・建設の前提は中核施設1箇所のみと思われるが、機能の分散についても考えてみてはどうか。  
→(事務局)市町村立施設との機能分担も想定している。
- ・各条件では、現状だけでなく将来的な計画や見込みも含め、広い視野で考えるべき。
- ・点数評価がないと合議制だけでは評価が難しいのではないか。  
→(事務局)専門委員の考え方にもよるが、点数で切ってしまうのではなく、多角的な議論により様々な意見を集約して合意形成する方向で進めてほしいと考えている。

### (5) 今後の対応

3月下旬頃に、次回の検討委員会を開催し、運営手法、来館者予測、運営費見込等について検討していただく。

## 2 鳥取県立美術館候補地評価等専門委員会

(1) 日 時 平成28年2月17日(水)午後2時から午後4時まで

(2) 場 所 鳥取県立博物館 会議室

- (3) 議 題
- ・評価の視点、方法について
  - ・追加して調査すべき事項について
  - ・今後の進め方について

### (4) 主な意見

- ・美術館がどんな特色を持ち、誰を対象にするのかが重要。その点が不明確なままでは、どこに立地しても集客は覚束ない。特に特色については、今の基本理念案に物足りなさを感じる。  
→(アドバイザー)そうした意見は検討委員会でも出ており、今後検討することとしている。
- ・対象についても、県民のための施設とするか、観光客の利用を第一に考えるかで評価も異なってくる。  
→(事務局)一義的には県民のための施設だが、県外から来て貰うことも重要。どちらかだけという訳にはいかない。
- ・県民の利用を第一としながら、今後の利用者数目標によっては、県外客の利用を相当意識して評価していくことが必要。
- ・個々の条件、視点では評価が異なり、議論が収斂しなくなる。最後は、総合的に判断する必要がある。
- ・全ての条件に照らせば、どの候補地も一長一短だろう。どの条件、視点に重点を置くのか整理が必要。  
→(事務局)条件等について重点や優先度を具体的に設定するのは難しい。例えば、各委員に各候補地を○×△などで一旦評価していただいた上で、皆さんで協議していただいて、いずれかの条件で×が付くような所は外していくような方法も考えられる。
- ・実際問題として、○×△などの評価をしないと決めれないと思う。
- ・河川の状況は、堤防設計時の想定災害、今後の整備計画、近隣での土砂災害の発生状況等も確認が必要である。

### (5) 今後の対応

市町村から推薦のあった建設候補地(推薦期限は3月4日)について、3月中旬から現地調査を実施し、4月上旬に第2回専門委員会を開催して候補地の評価について協議する。

《鳥取県立美術館候補地評価等専門委員名簿》

審議会等	役職	氏名	出欠
一般社団法人鳥取県バス協会	専務理事	宇山 秀人(うやま ひでと)	出席
鳥取県ハイヤータクシー協会	会長	船越 克之(ふなこし かつゆき)	出席
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	会長	佐分利 育代(さぶり いくよ)	欠席
鳥取県消費生活審議会	会長代理	川井 克一(かわい よしかず)	出席
公益社団法人鳥取県観光連盟	会長	中島 守(なかしま まもる)	出席
鳥取県文化芸術振興審議会	会長	野田 邦弘(のだ くにひろ)	出席
鳥取県都市計画審議会	会長	谷本 圭志(たにもと けいし)	欠席
県政顧問(文化芸術関係)		前田 昭博(まえた あきひろ)	出席
一般社団法人鳥取県建築士会	副会長	里見 泰男(さとみ やすお)	出席
鳥取県財産評価審議会	会長	牧野 光照(まきの みつてる)	欠席
鳥取県地震防災調査研究委員会	会長	香川 敬生(かがわ たかお)	欠席
鳥取県河川委員会	会長	前野 詩朗(まえの しろう)	出席

(アドバイザー)

鳥取県美術館整備基本構想検討委員会	会長	林田 英樹(はやしだ ひでき)	出席
-------------------	----	-----------------	----

## 県立博物館所蔵銅剣に発見されたサメの線刻絵画について

平成28年2月23日

公文書館

博物館

新鳥取県史編さん事業に伴う考古資料の調査によって、鳥取県立博物館が所蔵している弥生時代の銅剣にサメの線刻絵画が発見されましたので、報告します。

### 1 概要

- (1) 鑄造後の青銅器に絵画を線刻した例として、全国初の発見である。
- (2) 祭祀の道具である銅剣に、鳥取県を中心に分布するサメの線刻絵画が描かれていたことから、弥生時代の鳥取県において極めて地域色の強い祭祀形態が存在していたと考えられる。

### 2 発見の経緯

- (1) 公文書館では平成18年度から、新鳥取県史編さん事業を行っている※1。
- (2) その一環として、鳥取県関係の弥生時代青銅器について、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に調査研究を委託しており※2、その過程で絵画の存在が明らかとなった。
- (3) 当該銅剣は個人所有だったものが、平成2年度に鳥取県立博物館に寄贈されたもの。出土地は不明である。

※1 新鳥取県史編さん事業では「考古」、「古代中世」、「近世」、「近代」、「現代」、「民俗」の各分野で、主な資料を集めた『資料編』を作成する。

※2 調査研究では鳥取県関係の弥生時代青銅器17点（銅鐸12点、銅剣4点、銅矛1点）について、3次元計測、X線による鑄造状態等の調査、成分分析などを行っている。

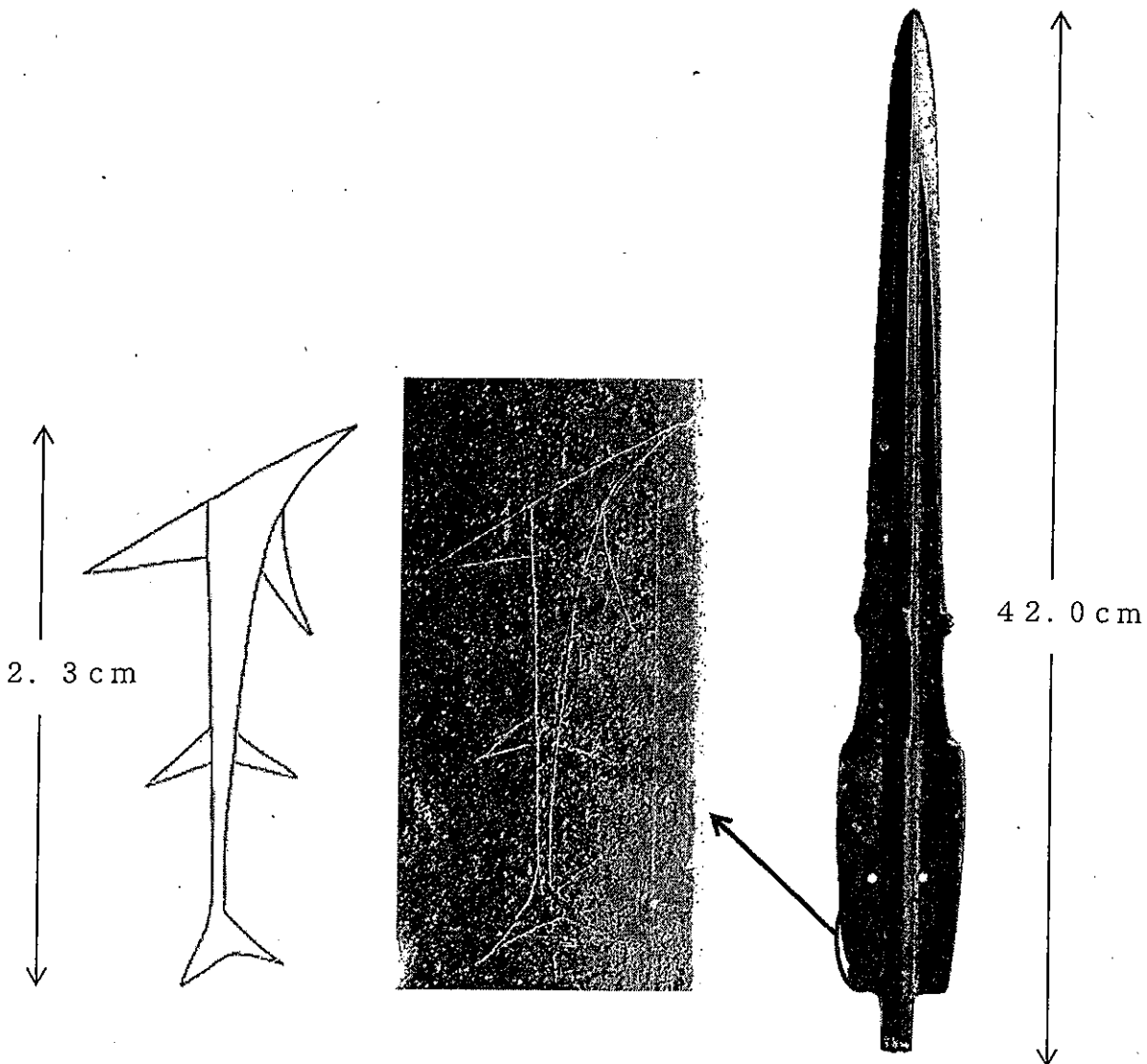
### 3 サメの線刻絵画と銅剣の位置づけについて

- (1) 弥生時代のサメの線刻絵画は、山陰地方だけに限られる。
- (2) その内訳は、鳥取県11例、島根県1例、兵庫県1例で、特に青谷上寺地遺跡に9例と集中している。
- (3) 当該銅剣のサメの線刻絵画は、鑄造後に鋭い工具で刻まれたもので、極めて細かい線で表現されている。その表現方法は青谷上寺地遺跡のものと極めて類似する。
- (4) 当該銅剣は大きさや形から、島根県で大量に出土した「出雲型銅剣」とは別系統と考えられ、製作地は瀬戸内地方だった可能性がある。また製作時期は形や材料の成分分析データから弥生時代中期中頃（約2200年前）と考えられる。

- (5) 青谷上寺地遺跡のサメ絵画資料（土器、木器等）は弥生時代中期末（約 2000 年前）に位置づけられる。したがって当該銅剣のサメの線刻絵画は製作直後に描かれたものではなく、鳥取の弥生人が入手した後、描かれた可能性が高い。
- (6) 弥生時代青銅器に表現された絵画は、当該銅剣を除き、すべて鑄造前に鑄型に彫り込んだものである（銅剣 1 例、銅鐸およそ 70 例）。
- (7) 以上のように絵画のモチーフ、鑄造後の線刻といった他地域には見られない特徴から、弥生時代の鳥取県における極めて地域色の強い祭祀形態を示す貴重な発見である。

#### 4 今回の発見成果の公表について

- (1) 当該銅剣は2月11日から5月8日まで、鳥取県立博物館において特別展示公開中（その後は常設展示）。
- (2) 奈良文化財研究所との調査研究成果は、『新鳥取県史 考古資料編』に収録予定。



県立博物館所蔵銅剣とサメの線刻絵画

